

改定箇所	改定内容	改定前	改定後
1.法人向けインターネットバンキング「Web 2 1」の内容等 (1)本サービスの内容	⑧を追加	—	⑧契約者の指定するサービス利用口座の入出金情報等の提供（「回収・引落管理サービス」といいます）
4.提供サービス	(8)を追加	—	<p>(8)回収・引落管理サービス</p> <p>①回収・引落管理サービスの内容</p> <p>回収・引落管理サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。契約者は申込内容に基づき、回収・引落管理サービスの一部または全部を利用できるものとします。また、回収・引落管理サービスの利用にあたっては、別途定める当行所定の手数料(消費税を含みます)が必要となります。</p> <p>ア. 入出金管理</p> <p>契約者が当行所定の方法で指定した回収・引落管理サービス利用口座の入出金結果（以下、「入出金結果」といいます）を取得・照会・検索・ダウンロード・情報登録等ができるサービス。</p> <p>イ. 入金消込</p> <p>入出金結果と、契約者が商取引に基づく請求情報を電子化したもの（以下、「請求データ」といいます）を突合した結果を、取得できるサービス。</p> <p>ウ. 他金融機関入金情報取得</p> <p>契約者の当行以外の金融機関の預金口座の入金情報を、契約者が別途契約する当該金融機関のEBサービス等により当該金融機関から取得し、本サービスで管理可能な入金情報とするサービス。</p> <p>エ. 外部電子請求書サービス連携</p> <p>契約者が別途契約する当行以外の事業者が提供する電子請求書等サービス（以下、</p>

			<p>「外部電子請求書サービス」といいます) と、本サービスを連携して利用するサービス。</p> <p>②入出金管理</p> <p>ア.取引依頼の方法</p> <p>契約者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、取引に必要な所定事項を入力することにより取引を依頼するものとします。</p> <p>イ.任意情報の登録</p> <p>契約者は、入出金結果に関する任意の情報を登録することができるものとします。</p> <p>ウ.取引情報の紐付</p> <p>契約者は、商取引に基づく取引先に関する情報や支払に関する情報を電子化したもの（以下、「取引マスタ」といいます) と、入出金結果に含まれる当行所定の情報とを突合し、取引マスタに登録された情報を当該入出金結果に紐付した結果を取得することができるものとします。</p> <p>③入金消込</p> <p>ア.取引依頼の方法</p> <p>契約者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、取引に必要な所定事項を入力することにより取引を依頼するものとします。</p> <p>イ.データの突合</p> <p>契約者は、入出金結果と請求データを突合した結果を取得することができるものとします。</p> <p>突合は、通常当行があらかじめ定めた条件に基づき自動で行いますが、契約者が手動で行うこともできるものとします。</p> <p>④他金融機関入金情報取得</p> <p>ア.情報取得依頼の方法</p> <p>契約者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、他金融機関入金情報取得に必要な</p>
--	--	--	--

		<p>所定事項を入力することにより他金融機関入金情報取得を依頼するものとします。</p> <p>イ.取得可能な他金融機関入金情報 取得可能な他金融機関入金情報は、当行所定の金融機関の入金情報とします。当行所定の金融機関であっても、入金情報を取得できない場合があります。また、金融機関により取得可能な入金情報が異なる場合があります。</p> <p>ウ.免責事項 他金融機関のEBサービス等は、当行以外の金融機関が提供するサービスです。当行は、他金融機関のEBサービス等について何ら責任を負うものではないことを確認します。なお、当行は他金融機関入金情報取得について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、当行は、他金融機関のEBサービス等において入金情報の形式や内容を変更したこと等により、他金融機関入金情報取得に不具合が生じた場合でも、当該不具合に対応する義務を負わないものとします。</p> <p>⑤外部電子請求書サービス連携 ア.連携依頼の方法 契約者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において、外部電子請求書サービス連携に必要な所定事項を入力することにより外部電子請求書サービス連携を依頼するものとします。</p> <p>イ.連携可能な外部電子請求書サービス 連携可能な外部電子請求書サービスは、当行所定の外部電子請求書サービスとします。当行所定の外部電子請求書サービスであっても、連携できない場合があります。また、外部電子請求書サービスにより連携可能な内容が異なる場合があります。</p>
--	--	---

		<p>ウ.免責事項</p> <p>外部電子請求書サービスは、当行以外の事業者が提供するサービスです。当行は、外部電子請求書サービスについて何ら責任を負うものではないことを確認します。なお、当行は外部電子請求書サービス連携について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、当行は、外部電子請求書サービスのサービス内容が変更になったこと等により、外部電子請求書サービス連携に不具合が生じた場合でも、当該不具合に対応する義務を負わないものとします。</p>
--	--	---

以 上